

ゴルフ場利用税の非課税等

利用条件等により、税金が非課税又は2分の1に軽減されます。

★非課税★

| 対 象 | 利 用 条 件 等 |
|----------------------------|-----------------------------------|
| ① 年齢18歳未満の者、 70歳以上の者の利用 | 原則、写真が貼付してある身分証明書の提示 |
| ② 障害者の利用 | 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者で要件に該当する者 |
| ③ 国民体育大会における 競技としての利用 | 国体主催者が証明する場合 |
| ④ 学生等の利用 | 学校の教育活動として学校長が証明する場合 |

★2分の1に軽減★

| 対 象 | 利 用 条 件 等 |
|--|----------------------------------|
| ⑤ 早朝又は薄暮の利用 | 利用料金が通常料金より5割以上軽減された金額で設定されている場合 |
| ⑥ 65歳以上70歳未満 の者の利用 | 利用料金が通常料金より2割以上軽減された金額で設定されている場合 |
| ⑦ 国民体育大会に準ずる 大会のプロゴルファー 以外の選手の利用 | 利用料金が通常料金より2割以上軽減された金額で設定されている場合 |

ただし、2分の1の軽減（⑦を除く）については、県にゴルフ場利用税特例税率適用に係る営業開始届を提出しているゴルフ場に限りますので、事前に山梨県総合県税事務所（電話055-261-9111）又はご利用になるゴルフ場へお問い合わせください。